

令和9年度概算要求額 12億円（10億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

正社員と比べて正社員以外に対してOFF-JTを実施した事業所の割合は低く（正社員71.6%に対し正社員以外31.2%（能力開発基本調査））、自己啓発の割合も低い（正社員45.3%に対し正社員以外15.8%（同））など、非正規雇用労働者等の能力開発機会が乏しい状況にある。また、平日日中の通学を基本とした従前の離職者訓練では、非正規雇用労働者等にとって受講が難しい状況にある。

こうした状況を踏まえ、オンラインを活用した職業訓練を実施することで、全国の非正規雇用労働者等が働きながら学び、キャリアアップを目指すことができる環境の整備を図ることとする。

2 事業の概要

（1）事業の概要等

非正規雇用労働者等の能力開発機会の充実を図るため、非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練について、都道府県等及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が民間教育訓練機関等へオンラインを活用した職業訓練を委託することにより全国展開を図る。

なお、今年度の実施状況等を踏まえ、令和9年度の都道府県等の実施については、拡充を図ることとする。【拡充】

（2）職業訓練の内容等

ア 実施方法等

①都道府県等

地域ニーズを踏まえた訓練分野やコースについて、オンライン（eラーニング、同時双方向）形式の他、平日夜間・土日のスクーリングを組み合わせた訓練を実施

②（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）

オンラインで対応できる訓練コースについて、全国規模で広域的に実施

イ 訓練期間

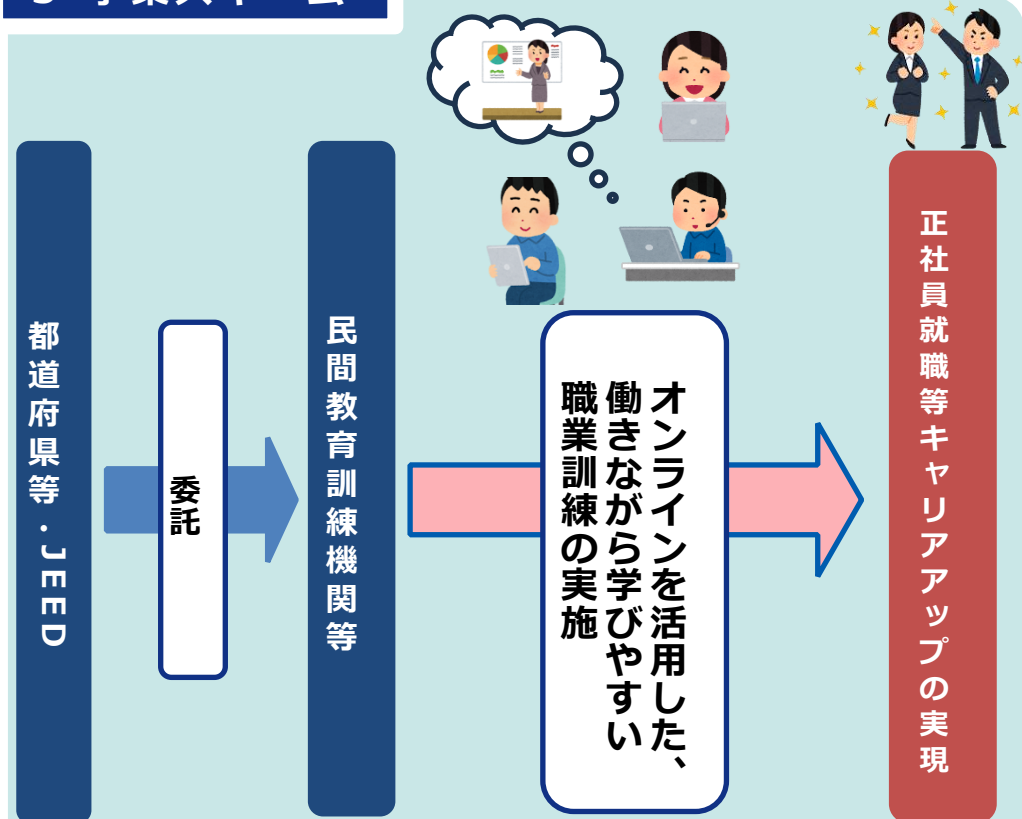
原則2か月以上6か月以下（最長1年）

ウ 申込み方法

訓練実施機関に直接申込（受講生も一定の受講費用を負担）

（参考）試行事業の実績（令和7年度）：受講者数 566名

3 事業スキーム



令和9年度概算要求額 35百万円（－）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子会特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

- 公共職業訓練については、主に委託事業として都道府県等に委託する形で実施しているが、当該委託契約における委託費については、直近で見直しを行った平成16年度の考え方を踏まえて算出しているところ。
- 先般、「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和7年12月23日閣議決定）において、「委託訓練については、地方公共団体における適切な事業実施に資するよう、固定費が措置された場合の地方公共団体及び事業者の業務負担への影響等に関する調査を行った上で、契約方式の見直しについて検討し、令和9年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされたところである。
- 以上のことから、本調査により固定費が措置された場合の地方公共団体及び事業者の業務負担への影響等を把握した上で、契約方法の見直しについての検討につなげることを目的とする。

2 事業の概要・スケジュール想定

全国約3,000の職業訓練実施機関に対し、委託訓練において固定費を措置した場合の影響等に関するアンケート調査及びヒアリング調査（職業訓練実施機関及び都道府県庁）を行い、調査の結果に基づき、以下の事項について分析・検討を行う。

- ①必要となる訓練実施経費の種類（固定費・変動費別）とその金額
- ②固定費が措置された場合の地方公共団体及び事業者の業務負担への影響
- ③職業訓練の実施に要する経費の水準の妥当性
- ④上記分析結果を踏まえた、固定費の措置に関する在り方の検討 等

（参考）スケジュールイメージ

R9.4月－5月	アンケート調査の内容、実施方法の検討	9月－11月	アンケート調査、ヒアリング調査の分析
6月	WEBアンケートの構築	12月	追加のヒアリング実施
	ヒアリング対象の選定・確定	R10.1月～	報告書とりまとめ等
7月－8月	アンケート調査の実施		
	ヒアリング調査の実施		

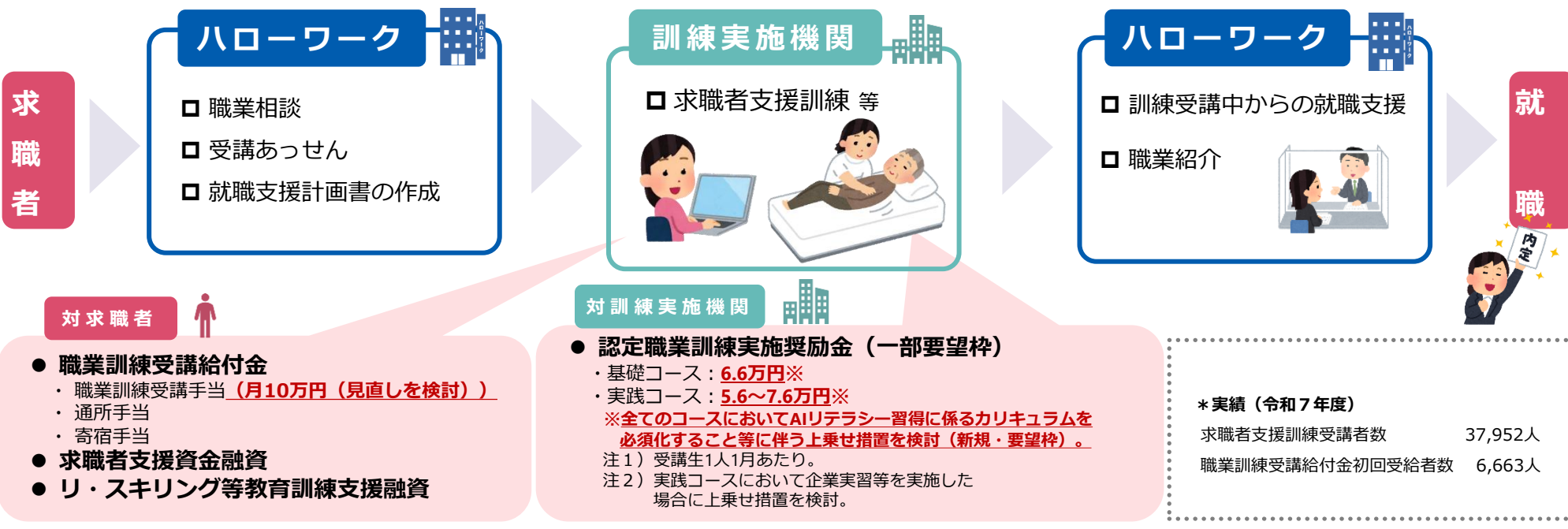
令和9年度概算要求額 221億円 (213億円) ()内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	3/4			1/4

1 事業の目的

- 雇用保険被保険者以外の者を対象に
 - ・雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、無料の職業訓練に加え、生活支援の給付金の支給を通じて、早期の再就職等を支援する。
 - ・教育訓練費用や教育訓練期間中の生活費を対象とする融資制度により、職業訓練に専念できるよう支援する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ◆実施主体 : 都道府県労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- ◆負担割合 : 原則、雇用勘定、国庫負担1/2ずつ。ただし、当面の間は国庫負担27.5% (原則の55/100を負担)。

障害者の多様なニーズに対応した委託訓練

令和9年度概算要求額 17億円（16億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

求職障害者等に対し、当該障害者の住む身近な地域で障害者の態様や障害程度に配慮した多様な職業訓練機会を確保・提供することで障害者の就職促進を図る。また、障害者職業能力開発校だけではなく、47都道府県にある一般の職業能力開発校においても、精神障害者等に対する職業訓練の実施が課題となっているため、当該訓練校における精神障害者等の受け入れ体制を強化する。

2 委託訓練事業の概要・スキーム

委託訓練実施機関（民間団体）

訓練受講④

＜対象者＞ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に規定する障害者
・ 障害者手帳を有する者
・ 医師の診断書や意見書等により障害を有することが確認できる者

＜訓練内容＞

- 訓練期間：原則3月以内・月100時間が標準
- 委託費：原則訓練受講生1人当たり月6.4万円又は9.6万円が上限

実践能力習得訓練コースの上限期間の変更（4か月→6か月）等【拡充】

＜訓練コース＞

- ① 知識・技能習得訓練コース（知識・技能の習得） ※障害者向けデュアルシステムも実施可能
- ② 実践能力習得訓練コース（企業等の現場を活用した実践的な職業能力の開発・向上）
- ③ e-ラーニングコース（訓練施設へ通所困難者等を対象としてIT技能等の習得）
- ④ 特別支援学校早期訓練コース（内定を得られない生徒を対象として、在学中から実践的な職業能力の開発・向上）
- ⑤ 在職者訓練コース（雇用継続に資する知識・技能の習得）

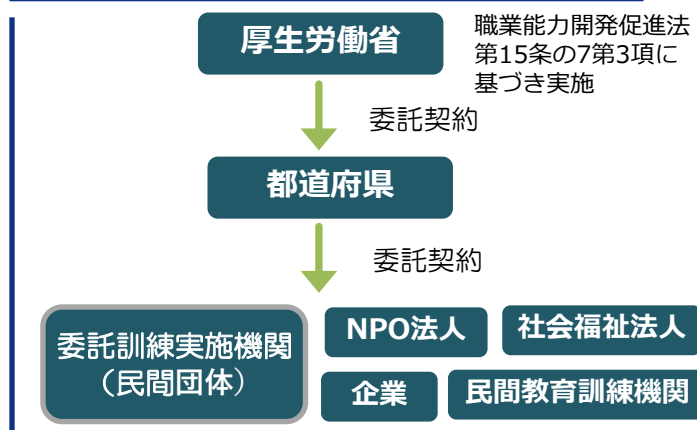
受講あつせん③

職場定着支援業務⑤

訓練修了⑥



3 委託訓練事業の実施主体等



4 訓練以外の事業概要

- 1 障害者職業訓練コーディネーターの配置
- 2 障害者職業訓練コーチの配置
- 3 実践能力習得コース等開拓支援事業
- 4 精神保健福祉士等外部専門家及び手話通訳の活用
- 5 職業能力開発校(一般校)における精神障害者等の受入れ体制等の強化【拡充】
精神保健福祉士の配置165人（153人）